３　各年度における教育・保育の量の見込み並びに提供体制の確保の内容及びその実施時期

（１）幼稚園、保育所、認定こども園

【事業概要】

幼稚園は義務教育及びその後の教育の基礎を培うものとして、幼児を教育・保育し、幼児の健やかな成長のために適当な環境を与えて、その心身を助長することを目的としています。

保育所は、保護者が日中就労や疾病等により、就学前児童の保育の必要性が認められる場合に、保護者に代わり保育を実施します。

認定こども園は、幼稚園と保育施設が一体化した施設で、就学前の子どもに幼児教育・保育を提供し、地域における子育て支援等の機能も備える施設で、幼保連携型、幼稚園型、保育所型、地方裁量型の４つのタイプがあります。

【現状】

		平成２６年度（４月１日現在） ＊教育希望（幼稚園利用）は２５年度				
		１号	２号		３号	
		３歳以上教育希望	３歳以上保育が必要		１・２歳保育が必要	０歳保育が必要
			教育希望が強い	左記以外		
児童数		6,496 人			3,976 人	1,834 人
定員		5,055 人		1,924 人	1,191 人	160 人
充足率		77.8%		29.6%	30.0%	8.7%
定員内訳	幼稚園	4,845 人		0 人	0 人	0 人
	認可保育所	0 人		1,924 人	1,191 人	160 人
	認定こども園	210 人		0 人	0 人	0 人

※　充足率：定員を児童数で除して算出した値。

（２）量の見込み並びに提供体制の確保内容の中間年の見直し・・・・・・

子ども・子育て支援法に基づく国の基本方針において、子ども・子育て支援法の施行後、支給認定を受けた保護者の認定区分ごとの人数が、当初計画により定めた当該認定区分に係る量の見込みと大きく乖離している場合には、適切な基盤整備を行うため、計画の見直しが必要としています。市町村は、支給認定の状況を踏まえ、計画期間の中間年を目安として、必要な場合には、市町村子ども・子育て支援事業計画の見直しを行うこととしています。

大きく乖離している場合の解釈として、平成２８年４月１日時点の支給認定区分ごと（３号認定については、０歳児と１・２歳児ごと。以下同じ。）の子どもの実績値が、市町村計画における量の見込みよりも１０％以上の乖離がある場合（実績値／量の見込み≦９０％、１１０％≦実績値／量の見込みとなる場合）には、「支給認定を受けた保護者の認定区分ごとの人数が、教育・保育の量の見込みと大きく乖離している場合」に該当し、原則として見直しが必要となる、国から示されました。また、１０％以上の乖離がない場合についても、①平成２９年度末以降も引き続き受け皿の整備を行わなければ、待機児童の発生が見込まれる場合、または、②既に市町村計画において年度ごとに設定した目標値を超えて整備を行った年度がある場合には、「大きく乖離している場合」に準じて、見直しを行うものとしています。

なお、形式的に上記の場合に該当するものの、既に計画を見直している場合など、特別の事情がある場合には見直しを行わないこともでき、上記に該当しない場合であっても、各市町村の判断により、見直しを行うことは差し支えないとしています。

本市の状況は次のとおりです。　　平成 28 年４月１日時点

	１号認定 （３歳以上教育希望）	２号認定 （３歳以上保育必要）	３号認定 （１・２歳保育必要）	３号認定 （０歳保育必要）
割合	85.4%	124.7%	95.4%	79.4%
実績値	3,303 人	2,440 人	1,326 人	223 人
量の見込み	3,868 人	1,956 人	1,390 人	281 人

本市は、１号認定、２号認定、３号認定（０歳）が「大きく乖離している場合」に該当するため、見直しが必要となります。３号認定（１・２歳）を含め、これまでの動向などを考慮して、量の見込みを改めて算出するとともに提供体制の確保を図るため、平成３０・３１年度について見直しを行いました。

（３）平成２７年度以降の教育・保育の提供体制の確保の内容及びその実施時期

【今後の方向性】

幼稚園においては、定員に対し入園率が７０％程度となっているため、保育所においては、特に１・２歳のニーズに対する施設が不足しているため、それぞれの見込み等を勘案しながら、認定こども園化を検討していきます。現在、本市内の認定こども園は、私立が幼稚園型と幼保連携型合わせて５園、公立が幼保連携型１園です。

保護者の就労状況及びその変化等にかかわらず、柔軟に子どもを受け入れられる施設として、幼稚園及び保育所の機能を併せ持った認定こども園の普及促進は、新制度の大きな目的の一つとなっています。ニーズや動向をみながら、既存の教育・保育施設に対して、認定こども園への移行に必要な支援を行っていきます。

平成２９年度に計画の見直しを行ったところ、当初計画よりもニーズ量の増加が見込まれ、提供量の確保が課題となります。平成３０・３１年度については、認可保育所や低年齢児を対象とした施設の整備が必要となります。

さらに、産休・育休中の保護者が、希望に応じて円滑に教育・保育施設等を利用できるよう努めます。

【平成２７年度実績】

			平成２７年度			
			１号	２号	３号	
			３歳以上 教育希望	３歳以上 保育が必要	１・２歳 保育が必要	０歳 保育が必要
児童数			6,271 人		3,803 人	1,773 人
需要率			55.3%	36.8%	33.1%	10.5%
ニーズ量			3,468 人	2,308 人	1,258 人	186 人
提供量（確保方策）	特定教育・保育施設	幼稚園、保育所、認定こども園	715 人	2,054 人	1,059 人	370 人
	確認を受けない幼稚園	上記に該当しない	3,895 人	0 人	0 人	0 人
	特定地域型保育事業	小規模、家庭的、居宅訪問型、事業所内保育	0 人	0 人	0 人	0 人
	認可外保育施設		0 人	0 人	0 人	0 人
	提供量合計		4,610 人	2,054 人	1,059 人	370 人
過不足分（提供量－ニーズ量）			1,142 人	▲254 人	▲199 人	184 人

※　需要率：実績は、児童数に対する各ニーズ量の割合。計画は、児童数推計に対する各ニーズ量の見込みの割合。

※　各年度とも確保方策は定員の数値ですが、保育所等では基準の範囲内で定員以上の受入れも行っています。

※　当初計画において、教育希望が強い２号は１号の定員利用枠で確保していたため、ニーズ量、提供量ともに１号に含みました。

【平成２８年度実績】

			平成２８年度			
			１号	２号	３号	
			３歳以上 教育希望	３歳以上 保育が必要	１・２歳 保育が必要	０歳 保育が必要
児童数			6,051 人		3,769 人	1,764 人
需要率			54.6%	38.9%	34.2%	12.5%
ニーズ量			3,303 人	2,352 人	1,290 人	220 人
提供量（確保方策）	特定教育・保育施設	幼稚園、保育所、認定こども園	835 人	2,141 人	1,120 人	374 人
	確認を受けない幼稚園	上記に該当しない	3,670 人	0 人	0 人	0 人
	特定地域型保育事業	小規模、家庭的、居宅訪問型、事業所内保育	0 人	0 人	0 人	0 人
	認可外保育施設		0 人	0 人	0 人	0 人
	提供量合計		4,505 人	2,141 人	1,120 人	374 人
過不足分（提供量－ニーズ量）			1,202 人	▲211 人	▲170 人	154 人

【平成２９年度実績】

			平成２９年度			
			１号	２号	３号	
			３歳以上 教育希望	３歳以上保育が必要	１・２歳 保育が必要	０歳 保育が必要
児童数			5,909 人		3,776 人	1,707 人
需要率			53.4%	40.6%	38.2%	15.5%
ニーズ量			3,156 人	2,398 人	1,443 人	264 人
提供量（確保方策）	特定教育・保育施設	幼稚園、保育所、認定こども園	955 人	2,189 人	1,136 人	380 人
	確認を受けない幼稚園	上記に該当しない	3,430 人	0 人	0 人	0 人
	特定地域型保育事業	小規模、家庭的、居宅訪問型、事業所内保育	0 人	0 人	0 人	0 人
	認可外保育施設（企業主導型保育地域枠）		0 人	0 人	10 人	3 人
	提供量合計		4,385 人	2,189 人	1,146 人	383 人
過不足分（提供量－ニーズ量）			1,229 人	▲209 人	▲297 人	119 人

【平成３０年度：見直し】

			平成３０年度			
			１号	２号	３号	
			３歳以上 教育希望	３歳以上 保育が必要	１・２歳 保育が必要	０歳 保育が必要
児童数推計			5,823 人		3,727 人	1,674 人
需要率			52.9%	42.3%	40.5%	17.6%
ニーズ量の見込み			3,083 人	2,466 人	1,511 人	295 人
提供量（確保方策）	特定教育・保育施設	幼稚園、保育所、認定こども園	955 人	2,189 人	1,136 人	380 人
	確認を受けない幼稚園	上記に該当しない	3,430 人	0 人	0 人	0 人
	特定地域型保育事業	小規模、家庭的、居宅訪問型、事業所内保育	0 人	0 人	0 人	0 人
	認可外保育施設（企業主導型保育地域枠）		0 人	0 人	14 人	5 人
	提供量合計		4,385 人	2,189 人	1,150 人	385 人
過不足分（提供量－ニーズ量）			1,302 人	▲277 人	▲361 人	90 人

※　需要率：児童数推計値に対する、各ニーズ量の見込みの割合。

※　各年度とも確保方策は定員の数値ですが、保育所等では基準の範囲内で定員以上の受入れも行っています。

【平成３１年度：見直し】

			平成３１年度			
			１号	２号	３号	
			３歳以上 教育希望	３歳以上 保育が必要	１・２歳 保育が必要	０歳 保育が必要
児童数推計			5,867 人		3,661 人	1,641 人
需要率			52.4%	44.0%	42.8%	19.7%
ニーズ量の見込み			3,072 人	2,584 人	1,568 人	324 人
提供量（確保方策）	特定教育・保育施設	幼稚園、保育所、認定こども園	955 人	2,774 人	1,435 人	461 人
	確認を受けない幼稚園	上記に該当しない	3,430 人	0 人	0 人	0 人
	特定地域型保育事業	小規模、家庭的、居宅訪問型、事業所内保育	0 人	0 人	133 人	0 人
	認可外保育施設（企業主導型保育地域枠）		0 人	0 人	14 人	5 人
	提供量合計		4,385 人	2,774 人	1,582 人	466 人
過不足分（提供量－ニーズ量）			1,313 人	190 人	14 人	142 人

【０～２歳の保育利用率】　（平成２７・２８・２９年度は実績、平成３０・３１年度は見直し）

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
児童数推計	5,830 人	5,880 人	5,810 人	5,401 人	5,302 人
提供量合計	1,492 人	1,510 人	1,526 人	1,535 人	2,068 人
保育利用率	25.6%	25.7%	26.3%	28.4%	39.0%

４　各年度における地域子ども･子育て支援事業の提供体制の確保の内容及びその実施時期

地域子ども・子育て支援事業における中間年の見直しは、必要に応じて見直しを行うことと国から示されています。本市は、これまでの実績、動向などを考慮して、当初計画とニーズ量に乖離があると判断した事業について、平成３０・３１年度について見直しを行いました。

（１）時間外保育事業（延長保育事業）

【事業概要】

保育認定を受けた子どもが、認可保育所や認定こども園等で、通常の保育時間を超えて延長して保育を利用する事業で、支給認定保護者が支払う時間外保育の費用の一部を助成します。

【現状】

	平成２５年度	平成２６年度	平成２７年度	平成２８年度
利　用　者　数	1,573 人	1,721 人	1,938 人	2,106 人
実　施　箇　所　数	33 か所	33 か所	38 か所	41 か所

※　利用者数は実人数

【今後の方向性】

時間外保育については、~~アンケート調査による~~ニーズ量よりも実績値が上回る結果となりました。今後もニーズには十分対応していきます。

（平成３０・３１年度見直し）

	平成２７年度	平成２８年度	平成２９年度	平成３０年度	平成３１年度
ニ　ー　ズ　量	1,017 人	999 人	986 人	2,449 ~~974~~ 人	2,640 ~~972~~ 人
実　施　箇　所　数 （確保方策）	33 か所	33 か所	33 か所	42 ~~33~~ か所	42 ~~33~~ か所
提　供　量	1,017 人	999 人	986 人	2,449 ~~974~~ 人	2,640 ~~972~~ 人
過　不　足 （提供量－ニーズ量）	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人

※　ニーズ量、提供量は実人数

（２）放課後児童健全育成事業（学童保育）

【事業概要】

保護者が就業等により昼間家庭にいない児童を対象に、授業が終わった後のあそびや生活の場を提供し、指導員の活動支援のもと児童の健全育成を図る事業です。平日の放課後の他、土曜日、夏休み等の長期休暇中にも実施します。

【現状】

	平成２３年度	平成２４年度	平成２５年度	平成２６年度	平成２７年度	平成２８年度
利用児童数	995 人	1,010 人	1,064 人	1,127 人	1,129 人	1,098 人

※　利用児童数は実人数

【今後の方向性】

本市は、小学校６年生までを対象としており、今後も高学年の利用意向も考えられることから、利用者全体の見込み量に沿った確保を目指していきます。

放課後児童健全育成事業の事業量の見込みについては、児童数の減少と利用ニーズの増加のバランスに大きく影響を受けることから、実質利用児童数の増減に注視していきます。

（平成３０・３１年度見直し）

	平成２７年度	平成２８年度	平成２９年度	平成３０年度	平成３１年度
ニーズ量	1,236 人	1,290 人	1,351 人	1,130 ~~1,418~~ 人	1,120 ~~1,466~~ 人
実施箇所数（確保方策）	39 か所	40 か所	41 か所	42 か所	43 か所
提供量	1,236 人	1,290 人	1,351 人	1,130 ~~1,418~~ 人	1,120 ~~1,466~~ 人
過不足（提供量－ニーズ量）	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人

※　ニーズ量、提供量は実人数

（３）子育て短期支援事業

【事業概要】

保護者の疾病や仕事等により、家庭において養育を受けることが一時的に困難になった児童について、必要な保護を行う事業で、短期入所生活援助事業（ショートステイ事業）と夜間養護等事業（トワイライトステイ事業）があります。

【現状】

本市では実施していません。

【今後の方向性】

~~アンケート調査によるニーズ量はありませんでしたが、~~今後のニーズや地域の実情を踏まえて、事業の実施について検討を~~していき~~続けます。

	平成２７年度	平成２８年度	平成２９年度	平成３０年度	平成３１年度
ニーズ量	０人	０人	０人	０人	０人日
実施箇所数（確保方策）	０か所	０か所	０か所	０か所	０か所
提供量	０人	０人	０人	０人	０人
過不足（提供量－ニーズ量）	０人	０人	０人	０人	０人

※　ニーズ量、提供量は延べ人数

［見直しはありません。］

（４）地域子育て支援拠点事業

【事業概要】

乳幼児とその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報提供、助言、その他の援助を行う事業です。

【現状】

	平成２４年度	平成２５年度	平成２６年度	平成２７年度	平成２８年度
延べ利用者数	29,971 人	31,764 人	31,032 人	31,213 人	34,491 人
実施箇所数	4 か所	4 か所	4 か所	4 か所	4 か所

【今後の方向性】

平成２９年４月から、実施場所を１つ増やし~~ていく予定です~~ました。

ニーズの高さから、事業の拡充を図り、既存施設が質・量ともに十分な受け皿となるような方策を検討します。

	平成２７年度	平成２８年度	平成２９年度	平成３０年度	平成３１年度
ニーズ量	32,338 人	32,570 人	32,928 人	33,450 人	33,997 人
実施箇所数（確保方策）	4 か所	4 か所	5 か所	5 か所	5 か所

※　ニーズ量は延べ利用者数

［見直しはありません。］

（５）幼稚園における一時預かり事業

【事業概要】

通常の教育時間の前後や長期休業期間中等に、保護者の要請に応じて、希望する者を対象に実施する事業です。

【現状】

	平成２７年度	平成２８年度
延べ利用者数	4,421 人	11,212 人
実施箇所数	4 か所	6 か所

【今後の方向性】

ニーズや地域の実情を踏まえて、利用方法の周知等についても工夫を重ねながら、実施していきます。（平成３０・３１年度見直し）

（平成３０・３１年度見直し）

	平成２７年度	平成２８年度	平成２９年度	平成３０年度	平成３１年度
ニーズ量（１号認定による利用）	878 人	840 人	828 人	14,643 人 （１・２号を合算） ~~（１号）818~~ ~~（２号）27,351~~	14,756 人 （１・２号を合算） ~~（１号）825~~ ~~（２号）27,576~~
ニーズ量（２号認定による利用）	29,328 人	28,062 人	27,664 人		
実施箇所数（確保方策）	17 か所	17 か所	17 か所	6 ~~17~~か所	6 ~~17~~か所
提供量	52,000 人	52,000 人	52,000 人	18,600 ~~52,000~~人	18,600 ~~52,000~~人
過不足（提供量－ニーズ量）	21,794 人	23,098 人	23,508 人	3,957 ~~-831~~人	3,844 ~~23,500~~人

※　ニーズ量、提供量は延べ利用者数

（６）保育所等における一時預かり事業

【事業概要】

保護者が冠婚葬祭や育児疲れなどの理由により、家庭での保育が一時的に困難となった子どもについて、主として昼間、保育所その他の場所で一時的に預かる事業です。

【現状】

	平成２４年度	平成２５年度	平成２６年度	平成２７年度	平成２８年度
延べ利用者数	14,306 人	13,815 人	14,141 人	15,105 人	15,345 人
実施箇所数	16 か所	16 か所	16 か所	18 か所	19 か所

【今後の方向性】

保育所等による一時預かり事業については、~~アンケート調査による~~ニーズ量よりも実績値~~（平成２５年度１３,８１５人日）~~が上回る結果となりました。今後もニーズには十分対応していきます。（平成３０・３１年度見直し）

（平成３０・３１年度見直し）

	平成２７年度	平成２８年度	平成２９年度	平成３０年度	平成３１年度
ニーズ量（在園児対象を除く一時預かり）	9,981 人	9,820 人	9,693 人	15,984 ~~9,580~~人	16,460 ~~9,552~~人
実施箇所数（確保方策）	16 か所	16 か所	16 か所	19 ~~16~~か所	19 ~~16~~か所
提供量	9,981 人	9,820 人	9,693 人	15,984 ~~9,580~~人	16,460 ~~9,552~~人
過不足（提供量－ニーズ量）	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人

※　ニーズ量、提供量は延べ利用者数

（７）病児・病後児保育事業

【事業概要】

病気（病児）や病気回復期（病後児）の児童で、保護者の就労等の理由で、保護者が保育できない際に、保育施設で児童を預かる事業です。

【現状】

	平成２５年度	平成２６年度	平成２７年度	平成２８年度
延べ利用者数	43 人	177 人	265 人	311 人
実施箇所数	１か所	１か所	１か所	１か所

病後児保育事業を平成２５年８月から開始し、年間~~の~~定員は７３５人~~となっていま~~です。

【今後の方向性】

~~アンケート調査による~~ニーズ量よりも~~提供量が上~~実績値が下回る結果となりました。今後もニーズには十分対応していきます。（平成３０・３１年度見直し）

（平成３０・３１年度見直し）

	平成２７年度	平成２８年度	平成２９年度	平成３０年度	平成３１年度
ニーズ量	551 人	541 人	534 人	400 ~~528~~人	447 ~~526~~人
実施箇所数（確保方策）	１か所	１か所	１か所	１か所	１か所
提供量	735 人	735 人	735 人	735 人	735 人
過不足（提供量－ニーズ量）	184 人	194 人	201 人	335 ~~207~~人	288 ~~209~~人

※　ニーズ量、提供量は延べ利用者数

（８）ファミリー・サポート・センター事業（子育て援助活動事業）（就学児童のみ）

【事業概要】

子育ての援助をして欲しい人と援助ができる人が、地域の中でお互い助け合いながら子育てをする会員組織の有償ボランティア活動事業です。

【現状】

	平成２４年度	平成２５年度	平成２６年度	平成２７年度	平成２８年度
支援会員	269 人	284 人	284 人	272 人	275 人
依頼会員	875 人	979 人	1, 036 人	1, 120 人	1, 195 人
両方会員	34 人	40 人	42 人	42 人	45 人
利用者数	3, 256 人	3, 377 人	2, 904 人	2, 045 人	2, 478 人

※　上記数値は、支援会員、依頼会員には両方会員を含まず、また利用者数(延べ)は未就学児を含みます。

【今後の方向性】

ニーズ量については、利用日数を平成２５年度の実績から算出し~~、見込み値を出し~~ました。

「地域」での子育て支援を推進する上で重要な位置を占める事業であり、支援会員を増やしていく等、今後の展開方法等の検討をしていきます。

	平成２７年度	平成２８年度	平成２９年度	平成３０年度	平成３１年度
ニーズ量	1, 443 人	1, 412 人	1, 380 人	1, 346 人	1, 296 人
提供量	1, 443 人	1, 412 人	1, 380 人	1, 346 人	1, 296 人
過不足（提供量－ニーズ量）	0 人~~日~~	0 人~~日~~	0 人~~日~~	0 人~~日~~	0 人~~日~~

※　ニーズ量、提供量は延べ人数

［見直しはありません。］

（９）利用者支援事業

【事業概要】

子ども~~及び~~やその保護者、~~また、~~妊娠している方等が地域の子育て支援事業等を円滑に利用できるように、~~子ども又はその保護者の~~身近な場所で、相談に応じ、助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業です。具体的には次の業務を行います。

①利用者の個別ニーズを把握し、それに基づいて情報の集約・提供、相談、利用支援等を行うことにより、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等を円滑に利用できるように実施します。

②教育・保育施設や地域の子育て支援事業等を提供している関係機関との連絡・調整、連携、協働の体制づくりを行うとともに、地域の子育て資源の育成、地域課題の発見・共有、地域で必要な社会資源の開発等に努めます。

③妊娠期から子育て期にわたるまでの母子保健や育児に関する相談に対応します。妊産婦等の状況を把握し、包括的・継続的に支援するように努めます。

④保健師等は、支援を必要とする者が利用できる母子保健サービス等を選定し、情報提供を行います。また、必要に応じて母子保健サービス等を実施する関係機関へ繋ぎます。

⑤本事業の実施に当たり、リーフレットその他の広告媒体を活用し、積極的な広報・啓発活動を実施し、広くサービス利用者に周知を図ります。

⑥その他事業を円滑にするための必要な~~諸~~業務を行います。

【現状】

	平成２７年度	平成２８年度
実施箇所数（確保方策）	０か所	０か所

平成２９年４月から「子育て世代包括支援センター　ひらつかネウボラルームはぐくみ」を開設しました。妊娠期から出産、子育て期までの切れ目のない支援を行います。

【今後の方向性】

保育を希望する保護者の相談に応じ、認可保育所の他、一時預かり事業、幼稚園預かり保育等の保育資源・保育サービスについて、情報提供を行います。また、妊娠期から子育て期までの切れ目のない支援を行います。

単なる情報提供の場ではなく、子育てニーズ~~を把握し~~の把握、子育てに関する様々な不安や悩みの解消、関係機関との連携調整、運営、地域課題の発見等、事業を明確化していきます。

	平成２７年度	平成２８年度	平成２９年度	平成３０年度	平成３１年度
ニーズ量	１か所	１か所	１か所	１か所	１か所
実施箇所数（確保方策）	１か所	１か所	１か所	１か所	１か所

（１０）妊婦健康診査事業 ●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●

【事業概要】

母子保健法第１３条に基づき、妊婦及び胎児の健康増進、妊婦の生活習慣改善を目的として健康診査を行う事業です。

【現状】

	平成２５年度	平成２６年度	平成２７年度	平成２８年度
妊　娠　届　出　数	2,052 人	2,044 人	1,840 人	1,854 人

【今後の方向性】

妊婦の疾病等の早期発見、早期治療を目的とし、母子ともに安全・安心な出産を目指します。

さらに子育て世代包括支援センターでは、母子健康手帳と妊婦健診助成券を交付する際にすべての妊婦と面接を行い、妊娠の届出が妊娠２２週以降や若年（１０代）等のハイリスク妊娠で、妊娠中からの支援が必要な~~与~~妊婦を早期に把握し、医療機関等と連携を図りながら安心・安全な出産を迎えることができるように~~努め~~支援体制を充実させます。

（平成３０・３１年度見直し）

	平成２７年度	平成２８年度	平成２９年度	平成３０年度	平成３１年度
ニ　ー　ズ　量	29,820 人	29,442 人	29,106 人	24,542 ~~28,784~~ 人	24,080 ~~28,322~~ 人
実　施　体　制 （確保方策）	実施場所：総合病院１か所　開業医６か所等 検査項目：国の基準に準じて実施				

※　ニーズ量は延べ人数

（１１）乳児家庭全戸訪問事業

【事業概要】

生後４か月までの乳児がいる全ての家庭を助産師や保健師が訪問し、乳児及びその保護者の心身の状況並びに養育環境の把握を行い、子育てに関する情報提供を行うとともに、支援が必要な家庭に対して適切なサービスの提供に結びつける事業です。

【現状】

	平成２４年度	平成２５年度	平成２６年度	平成２７年度	平成２８年度
訪　問　数	1,694 人	1,610 人	1,531 人	1,570 人	1,504 人
訪　問　率	95.3%	93.7%	93.3%	95.6%	93.4%

※　訪問数は実人数

【今後の方向性】

子育てに不慣れな母親の不安を和らげ、必要な支援や助言を行うとともに、乳児と保護者の状況を把握し、特に支援が必要と認められる状態の早期発見に努めます。

さらに、子育て世代包括支援センターにおいて妊娠期~~より~~から支援を必要とする~~人~~家庭を把握し、関係機関とのネットワークにより支援します。特に、産後は早期に訪問するなど、切れ目のない支援体制を充実させます。~~するための事業に取組みます。~~

（平成３０・３１年度見直し）

	平成２７年度	平成２８年度	平成２９年度	平成３０年度	平成３１年度
ニ　ー　ズ　量	1,734 人	1,712 人	1,692 人	1,507 ~~1,674~~ 人	1,477 ~~1,647~~ 人
実　施　体　制 （確保方策）	看護職員が支援にあたれるよう人員の確保に努める。				

※　ニーズ量は実人数

（１２）養育支援訪問事業 ●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●

【事業概要】

乳児の養育を行うために支援が必要でありながら、何らかの理由により子育てに係るサービスが利用できない家庭に対し、養育に関する専門的な相談指導・助言、家事等の養育支援を行う育児支援ヘルパーの派遣を行います。出産前で特に支援が必要と認められる妊婦に対しても同様の支援を行います。また、要保護児童等に対する支援のために要保護児童対策協議会（児童虐待防止ネットワーク協議会）を設置しています。

【現状】

	平成２４年度	平成２５年度	平成２６年度	平成２７年度	平成２８年度
訪　問　人　数	8 人	4 人	6 人	6 人	4 人

※　訪問人数は実人数

【今後の方向性】

適切な時期に支援が導入できるように関係機関と連携を図り実施していきます。

	平成２７年度	平成２８年度	平成２９年度	平成３０年度	平成３１年度
ニ　ー　ズ　量	10 人	10 人	10 人	10 人	10 人
実　施　体　制（確保方策）	社会福祉協議会に委託しヘルパー派遣を実施。				

※　ニーズ量は実人数

［見直しはありません。］

（１３）実費徴収に係る補足給付を行う事業 ●●●●●●●●●●●●●●●

教育・保育施設等の利用者負担額については、地方公共団体の条例・規則により設定されることとされていますが、施設によっては、実費徴収等の上乗せ徴収を行う場合が想定されています。日用品・文房具等必要な物品の購入に要する費用や、行事への参加に要する費用等の実費負担の部分について低所得者の負担軽減を図るため、公費による補助を行う事業です。

［見直しはありません。］

（１４）多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業 ●●

待機児童解消加速化プラン（平成２９年度まで）に続く子育て安心プラン（平成３０年度から）による保育の受け皿拡大や子ども・子育て支援新制度の円滑な施行のためには、多様な事業者の能力を生かしながら、保育所、地域型保育事業等の整備を促進していくことが必要です。

しかし、新たに整備・開設した施設や事業が安定的、かつ継続的に事業を運営し、利用者の信頼関係を築いていくためには、一定期間必要であることから、新規事業者が事業を円滑に運営していくことができるように、支援、相談・助言、さらには、他の事業者の連携施設のあっせん等を行います。

［見直しはありません。］